

JINSE 特設会場 会場設置登録の条件(新型コロナウイルス感染症対策版)

一般財団法人統計質保証推進協会(以下、協会)統計教育連携センターが定めた以下の条件を満たす場合のみ、JINSE 特設会場を設置し、特設会場団体受験を実施できます。

1 申込団体・代表者

申し込みを行う団体は、JINSE 会員または会員が所属する団体であること、申込代表者は JINSE 会員または会員が所属する団体の教職員もしくは従業員であることが条件です。

2 会場を設置する地域

一般試験会場が設置されていない都道府県にて特設会場を設置することが条件です。

一般試験会場が設置されている都道府県でも、会場が遠方などの理由から特設会場を設置したい場合は、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策版のみ記載の条件

3 申込者数

申込者数は10名以上から実施可能です。申込者数は延べ検定種別数を数えます。例えば、1名が午前と午後の2種別の申込を行った場合は、2名としてカウントします。

4 試験監督

試験監督員および試験監督補助員など(以下、特設会場スタッフ)の試験当日の運営に必要な人員の手配は JINSE 会員に一任します。なお、試験教室ごとに1名以上の試験監督員を配置し、試験監督補助員は適宜申込団体の判断で配置してください。

特設会場スタッフは以下の条件を満たす必要があります。

(1)特設会場スタッフは JINSE 会員または会員が所属する団体の教職員およびそれに準ずる者が担当してください。

(2)特設会場スタッフは20歳以上の者が担当してください。

(3)特設会場スタッフは、当日の統計検定の試験を受験できません。

5 会場・設備

次の条件を満たす会場および設備を準備すること。

(1)一人用机の場合は、隣の机との間隔を1メートル以上あけてください。

(2)長机の場合は、受験者の間隔(受験者の肩から肩の間隔)を1メートル以上あけてください。

(3) 受験者から見える範囲に、試験に関連する内容の掲示などがないよう、注意してください。

※「JINSE 版統計検定 PBT 方式運用規程」の条件よりも、受験者の間隔を開けています。2022 年の試験では、こちらの間隔が大きい方を条件とします。

6 新型コロナウイルス感染症対策

「特設会場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の全ての項目にチェックを入れて統計教育連携センターに提出してください。

※新型コロナウイルス感染症対策版のみ記載の条件

7 申込団体の負担

実施にあたり、会場の設営や設備に関わる費用や特設会場スタッフなどの人件費は JINSE 会員または会員が所属する団体の負担となります。また、試験資材の送付と返送にかかる一部費用(8,000 円) の負担をお願いしています。(個人会員の場合はその他に手数料 5,000 円がかかります)

8 受験料

受験料は試験日後に JINSE 会員宛に請求します。受験者が負担する割合や金額や集金方法などは JINSE 会員に一任します。

9 キャンセル

特設会場の設置登録申請完了後でも、申込者が 10 名に満たない場合はキャンセル可能です。

申し込みが確定(JINSE 会員が申込者の情報が記載されたファイルを送信し、それを統計教育連携センターが確認して受験料を確定したタイミング)後の取消、返金、検定種別の変更はできません。また、一度納入された受験料の返金および次回への振替はできません。欠席による受験料の割引はできません。

9 誓約書の提出

JINSE 会員は「JINSE 版統計検定 PBT 方式運用規程」および次の趣旨を了解のうえ、統計教育連携センターが送付する「JINSE 特設会場 PBT 実施に関する誓約書」に署名・押印し、提出してください

(1) 試験実施にあたり不正があった場合、不正により優遇された受験者の答案は採点対象から外されること、ならびに不正の内容によっては申込団体および JINSE 会員名および不正事実が公表されることがあります。

(2) 協会および統計教育連携センターの定める実施手順や指示、本文書(特設会場 会場登録の条件)、「特設会場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」から逸脱した試験運営によって、統計教育連携センターが損害を被った場合、しかるべき損害賠償を JINSE 会員に求めることがあります。

以上